

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】2
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】3
- 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】4
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】6
- 収納事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】8

北九州市告示第 33 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 58 年北九州市告示第 78-10 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 20 日

北九州市長 武 内 和 久

6 荷さばき施設の軌道走行式荷役機械の表の門司の項中

太刀浦 4 号クレーン	門司区太刀浦 海岸	ロープトロリー式 橋型	48.1	を
太刀浦 5 号クレーン	門司区太刀浦 海岸	ロープトロリー式 橋型	48.1	
太刀浦 4 号クレーン	門司区太刀浦 海岸	ロープトロリー式 橋型	48.1	に、
太刀浦 10 号クレーン	門司区太刀浦 海岸	ロープトロリー式 橋型	56.7	を
太刀浦 10 号クレーン	門司区太刀浦 海岸	ロープトロリー式 橋型	56.7	に
太刀浦 11 号クレーン	門司区太刀浦 海岸	ロープトロリー式 橋型	57.0	

改める。

## 北九州市告示第34号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和5年2月20日

北九州市長 武内和久

### 1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市小倉北区高見台2752番1、2752番10、2763番1、2803番1、2803番4、2803番9、2804番1、2804番3、2805番1、2806番1、2807番1、2808番1、2808番3、2809番4、2811番1、2812番3、2813番、2836番7、2837番1及び2840番3並びに2801番1及び2801番8の各一部

### 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

### 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月20日

北九州市長 武内和久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 1030 90	ヘルパーステーションほほえみ・もじ	北九州市門司区柳原町6番1号第5東ビル101号	株式会社ほほえみ	令和5年2月1日
4070 3014 62	ぼちっとな	北九州市戸畑区椎ノ木町10番11-15号	合同会社悠悠	令和5年2月1日
4070 5060 52	うさぎ訪問介護サービス	北九州市小倉南区津田新町一丁目13番3号	有限会社エンゼル介護センター	令和5年2月1日
4070 7081 95	ヘルパーステーション ススム	北九州市八幡西区香月西三丁目11番9号	合同会社進	令和5年2月1日
4070 7082 03	ヘルパーステーションほほえみ	北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	株式会社ほほえみ	令和5年2月1日
4070 7082 29	訪問介護ステーションおじゃましま〜す	北九州市八幡西区折尾一丁目5番6号	株式会社ラフラ	令和5年2月1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6909 28	ほほえみ訪問看護ステーション	北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	株式会社ほほえみ	令和5年2月1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 7081 61	しんわ苑訪問リハビリテーション	北九州市八幡西区楠橋南二丁目19番6号	医療法人親和会	令和5年2月1日

4 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070602190	デイサービスほほえみ八幡東	北九州市八幡東区枝光四丁目2番6号	株式会社ほほえみ	令和5年2月1日
4070708179	アマリリスエンターテイメント デイサービス	北九州市八幡西区椋枝二丁目12番7号	有限会社ティ ー・エム商事	令和5年2月1日
4070708211	デイサービスセンター福の里 楠橋別館	北九州市八幡西区楠橋上方二丁目11番27号	有限会社福の里	令和5年2月1日

5 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070202363	ケアプランめぐり	北九州市若松区二島六丁目4番49号	有限会社のぞみ総合プラン	令和5年2月1日
4070406121	ケアプラン モーブ	北九州市小倉北区大田町14番50-101号	合同会社パレット	令和5年2月1日
4070708153	あんゆにーく ケアプランセンター	北九州市八幡西区泉ヶ浦二丁目14番地11号	合同会社u n i q u e	令和5年2月1日
4070708187	ケアプランセンターほほえみ	北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	株式会社ほほえみ	令和5年2月1日

北九州市告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月20日

北九州市長 武内和久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 1016 64	ヘルパーステーションほほえみ・もじ	北九州市門司区柳原町6番1号第5東ビル101	有限会社ほほえみ	令和5年1月31日
4070 5055 75	グレースヘルパーステーション	北九州市小倉南区南方一丁目8番27号	株式会社Tグレース	令和5年1月31日
4070 6003 92	ヘルパーステーションほほえみ	北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	有限会社ほほえみ	令和5年1月31日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4066 6906 39	ほほえみ訪問看護ステーション	北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目2番41号	有限会社ほほえみ	令和5年1月31日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 6014 16	デイサービスほほえみ八幡東	北九州市八幡東区枝光四丁目2番6号	有限会社ほほえみ	令和5年1月31日
4070 7041 03	ログハウス	北九州市八幡西区下上津役三丁目3番6号	株式会社ゴトウ	令和5年1月31日

4 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4059	ワールド・エコ・ジャパン福祉	北九州市小倉北区神岳一丁目4	ワールド・エコ・ジャパン	令和5年1月31日

09	用具部	番21号	株式会社	
----	-----	------	------	--

5 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4059 41	ワールド・エコ ・ジャパン福祉 用具部	北九州市小倉北 区神岳一丁目4 番21号	ワールド・エ コ・ジャパン 株式会社	令和5年1 月31日

6 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 5007 74	ケアプランセン ター楽々	北九州市小倉南 区志井六丁目2 番7号	株式会社楽々 サービス	令和5年1 月31日
4070 7050 84	ケアプランセン ターほほえみ	北九州市八幡西 区永犬丸南町二 丁目2番41号	有限会社ほほ えみ	令和5年1 月31日
4070 7068 50	ケアプランセン ター アンジュ	北九州市八幡西 区紅梅二丁目1 0番8-105 号	合同会社アン ジュ	令和5年1 月31日

北九州市告示第 37 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、定期的に処理を行うものに係るごみ処理手数料及び臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 2 月 20 日

北九州市長 武内和久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
セラフィム・ワン株式会社	北九州市小倉北区田町 5-18 シャルム田町 101号	令和 5 年 2 月 14 日か ら同年 3 月 31 日まで